

議案第七号

三朝町職員旅費支給条例の一部を改正する条例について

三朝町職員旅費支給条例の一部を別紙のように改正する。



昭和四十二年二月一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年貳月壹日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町職員旅費支給条例の一部を改正する条例について

三朝町職員旅費支給条例（昭和二十八年三朝町条例第一七号）の一部を次のように改正する。

正する。

別表第一を次のように改める。

職等より二等以上の級のものをあつての職等	の職等より一等以上のものをあつての職等	区分	
		県内	県外
・	・	二等運賃	鉄道管
		一等運賃	船賃
・	・	上等運賃	車馬賃 (一キロにつき)
			日当 (一日につき)
六円	六円	県内	宿泊料 (一夜につき)
		県外	食卓料 (一夜につき)
五〇〇円	五〇〇円		
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円		
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円		
五〇〇円	五〇〇円		

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和四十二年一月一日より適用する。